

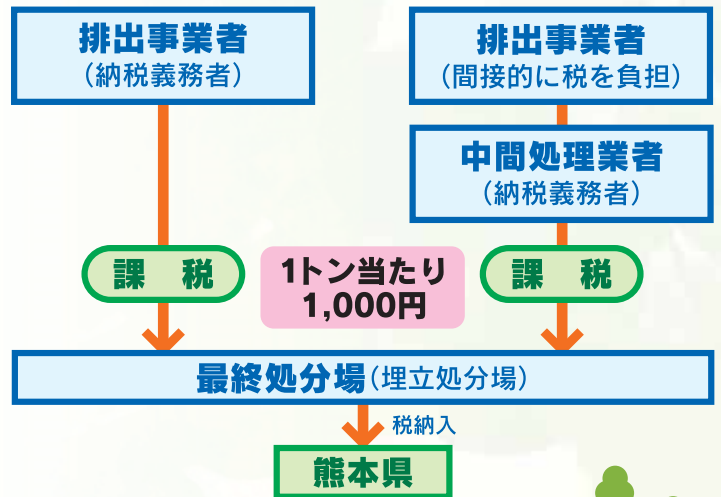
産業廃棄物税について

税の仕組み

排出事業者が産業廃棄物を埋め立てるときに負担する税金で、埋め立て量1トン当たり1,000円が課税されます。



熊本県では、平成17年4月1日から、循環型社会の形成に向け、産業廃棄物の排出抑制、再使用、再生利用その他適正な処理の促進に関する施策に要する費用に充てるため、「産業廃棄物税」を導入しています。



産業廃棄物税は、次のような事業に生かされています。

産業廃棄物リサイクル施設整備等促進事業

処理が困難な産業廃棄物のリサイクル施設等の整備に対して補助金を交付しています。



焼却灰のばいじんに汚泥とセメントを混ぜ合わせ固化する施設の整備

産業廃棄物リサイクル等推進事業

産業廃棄物の排出抑制、再使用、再生利用、適正処理等に関する研究や技術開発に対して補助金を交付しています。



廃パルプからバイオ燃料を生成する技術の開発

廃棄物コーディネーター事業

産業廃棄物の排出事業者や処理業者を個別訪問し、実情に応じたきめ細かな廃棄物の削減、再資源化、適正処理等に関する助言、情報提供等を行っています。



不法投棄撲滅県民協働推進事業

不法投棄などに関する情報提供の締結団体など、県民との協働のもと、県民総ぐるみによる取組みとして、通報・連絡体制の整備、不法投棄を未然に防止する地域づくりなどを推進しています。



廃棄物合同監視パトロール

公共関与推進事業

熊本県では、排出抑制やリサイクル促進などに取り組んでおり、産業廃棄物の最終処分量はかなり減少しています。しかし、私たちの生活を支える様々な事業活動が行われる以上、産業廃棄物が生じ、最終処分(埋立処分)せざるを得ないものが必ず残ります。

そのため熊本県では、産業廃棄物の安定的な処理体制を確保することによって、①県民の生活環境の保全、②県内の経済活動の維持促進のため、玉名郡南関町を建設地として、「公共関与最終処分場・クローズド型」の整備に取り組んでいます。

平成23年8月に南関町、11月に和水町とそれぞれ熊本県及び(財)熊本県環境整備事業団の3者で基本協定書を締結しました。

「公共関与最終処分場・クローズド型」は、県民生活を支えるうえで大切な施設です。現在、建設地の南関町及び隣接する和水町の方々に苦渋の御決断をいただき、事業を進めています。このお気持ちに応えるためにも、全国モデルとなるような安全な施設を目指し取り組んでいきます。県民の皆様方一人ひとりが自分自身のこととして受け止めていただき、本事業への御理解と御協力をお願いします。



▲地域と一体となった処分場のイメージ図

発行／熊本県ごみゼロ推進県民会議・熊本県
編集／熊本県ごみゼロ推進県民会議事務局(環境生活部環境局廃棄物対策課 TEL 096-333-2277)
〒862-8570 熊本市水前寺6丁目18-1

・この情報誌は、熊本県ホームページ(<http://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/45/battennrisaikuru.html>)に掲載しています。

発行者:熊本県
所属:廃棄物対策課
発行年度:平成23年度